

生活保護引き下げ「違法」

熊本地裁判決 取り消し2例目

生活保護費の基準額(元)が「裁量権の逸脱または乱用で、生活保護法に違反し違法だ」として処分を取り消した。違憲かどうかの判断は示さなかった。

熊本市などによる生活保護費の引き下げ処分を取り消す
◆厚生労働相の引き下げ判断は、客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、過誤、欠落がある
◆厚労相は裁量権を逸脱、乱用したと言わざるを得ず、引き下げは生活保護法の規定に違反し、違法

による引き下げ処分の取り消しを求めた訴訟の判決で

熊本地裁の中辻雄一郎裁判長は二十五日、厚生労働相

による引き下げの過程や手

物価指数ではなく、厚労省が独自に算定した指標を初めて用いた。
中辻裁判長は判決理由で厚労省の指標を「フレ調整

十九都道府県で起きた同種訴訟の十件目の判決で、処分取り消しは昨年二月の大坂地裁判決以来二例目。札幌や福岡など八地裁は請求を退けていた。

判決などによると、厚労省は二〇一二年八月から三年間で基準額を平均6・5%引き下げ、計約六百七億円を削減した。引き下げは①生活保護基準額の水準と消費実態との乖離の解消(ゆがみ調整)②物価動向調整(テフレ調整)の一の二つで構成。テフレ調整には、総務省公表の

で用いた際、生活保護を受ける世帯が買う機会の少ない高価なパソコンや、古くなつても使い続けることが多いテレビなどの物価下落を過大に評価する危険性があつたのに、適切な分析や検討をしていないと指摘。

さらに世界的な原油価格や穀物価格の高騰などで、特異な物価上昇があった〇八年を起点に下落率を算定したことも問題だとした。

熊本など二市は取材に「国や他の自治体と協議して今後の対応を決める」と回答。荒尾市は「『メン』とは差し控える」とした。

ゆがみ調整についても同様に適切な分析、検討を怠ったと判断。「厚労相の引き下げ判断は、客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、過誤、欠落がある」と結論付けた。